

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ ○ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示 ..... 教育財務課 1頁

### お 知 ら せ

令和4年7月26日付け三重県公報第331号に、「教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示」が次のように掲載されました。

#### 三重県告示第460号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年7月26日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表に次のように加える。

23	給食費支援補助金	給食食材に係る経費について補助を行うことにより、保護者の負担を増やさずに給食の質を維持する。	給食の使用食材の物価高騰に係る経費	教育長が別に定める。	県立学校の給食会計管理者
----	----------	--	-------------------	------------	--------------

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金等から適用する。

